

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2012-526592(P2012-526592A)

【公表日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2012-510418(P2012-510418)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 Z

A 6 1 M 16/00 3 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月8日(2013.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔に接触する側を含む鼻シールであって、軟質の可撓性材料で形成されており、かつ鼻の基底にわたって延在する中央部分と、前記中央部分の各端部から延出する側部部分とを含み、各側部部分が鼻の側面にわたって延在する、鼻シールと、

柔軟性があつて、内部圧力下で、前記シールの前記側部部分において前記鼻の側面の外表面を含め、装着者の鼻の表面に適合する、前記シールの顔に接触する側と、

柔軟性のある内部側面よりも遙かに硬い領域であつて、前記シールの前記側部部分まで延在する領域を含む、外部側面と、を含む患者用インターフェース。

【請求項2】

前記柔軟な内部側面よりも遙かに硬い前記領域以外に、柔軟な壁構造を有する覆いを備え、覆いは、前記シールの顔に接触する側が装着者の前記鼻の表面に適合するように、前記患者インターフェースに供給されたガス流によって生じる内部圧下で膨張するように構成された内部空間を備える、請求項1に記載の患者用インターフェース。

【請求項3】

前記シールの前記側部部分が、互いに実質的に平行であり、前記シールの前記中央部分に実質的に垂直である、請求項1又は2に記載の患者用インターフェース。

【請求項4】

前記シールが前記顔に接触する側に一対の鼻口ケータを含み、前記シールの前記顔に接触する側において、前記シールの、前記鼻口ケータに直接隣接しそれを含む領域が、この領域を取り囲む領域よりも硬い、請求項1～3のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項5】

前記顔に接触する側が前記外部側面に接合する前記シールの周辺部分に柔軟性があり、前記シールの前記内部側面が前記外部側面に対して変位できるようにする、請求項1～4のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項6】

前記シールの前記中央部分の前記外部側面が、前記シールの内部に対してガスを通過さ

せるアパーチャを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項 7】

前記鼻シールに係合した本体を含み、前記本体は前記鼻シールよりも剛性が高く、前記本体からリップ支持体が垂れ下っており、および前記リップ支持体は前記シール縁部を越えて延出する、請求項 1 乃至 6 の何れか 1 項に記載の患者用インターフェース。

【請求項 8】

前記リップ支持体が、前記装着者の上唇部分に対して係合するための 1 つ以上のパッドを含む、請求項 7 に記載の患者用インターフェース。

【請求項 9】

前記リップ支持体が、前記シールの両横方向領域において間隔をあけて 2 つの垂下式脚を含み、各脚が、前記シールの前記下縁の横方向部分を越えて延出する、請求項 7 または 8 に記載の患者用インターフェース。

【請求項 10】

各脚が、前記上唇に面を向けるようにしてパッド部分を担持する、請求項 7 ~ 9 のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項 11】

前記脚が、それらが接触する前記装着者の前記唇部分に平行な軸の周りにおいて、前記唇の平面に垂直な軸の周りよりも硬さが柔らかくなるように成形される、請求項 9 または 10 に記載の患者用インターフェース。

【請求項 12】

前記鼻シールに組み立てられた本体を含み、前記本体が、前記鼻シールよりも剛性の高い材料で形成されており、前記鼻シールと共に、入口開口部と患者用出口開口部とを有する囲いを形成し、前記入口開口部には、玉継手によってスイベルエルボーコネクターが接続されており、可撓性チューブが、前記スイベルエルボーコネクターから伸びている、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項 13】

前記シールに組み立てられた本体、および前記組み立て済みの本体と鼻シールから延出するループ状のストラップを含み、前記ストラップが、一方の端部において、前記組み立て済みの本体と鼻シールの第 1 の部分、および他方の端部において、前記組み立て済みの本体と鼻シールの第 2 の部分から出ており、可撓性チューブが前記本体から伸びている、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の患者用インターフェース。

【請求項 14】

前記ストラップが、前記装着者の頭部に係合する前記ストラップの長さに沿って单一の非分割バンドを含む、請求項 13 に記載の患者用インターフェース。

【請求項 15】

前記ストラップの硬さが、弛緩状態からの 100 mm の伸長当たり 2 N 未満である、請求項 13 または 14 に記載の患者用インターフェース。